

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美
問合せ先 E T F 開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙に記載の E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

対象 E T F について、以下の通り、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

約款変更①：信託報酬率の引き下げに関する約款変更

<変更内容および変更理由>

対象 E T F につきまして、つみたて N I S A の対象商品に係る登録要件に適合させて受益者の利便性向上を図るため、信託報酬率を年万分の 5 (税抜) 引き下げて、総額を年万分の 15 (税抜) とし、投資対象ファンドの報酬率も加算した実質的な負担を年万分の 25 (税抜) とするべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

約款変更②：外国為替予約取引の利用目的明確化に関する約款変更

<変更内容および変更理由>

対象 E T F につきまして、つみたて N I S A の対象商品に係る登録要件に適合させるため、外国為替予約取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※対象 E T F および各約款変更の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 平成 29 年 10 月 20 日
約款変更実施日 : 平成 29 年 10 月 21 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

別紙 1. 該当する E T F 銘柄一覧

別紙 2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

該当する E T F 銘柄一覧

銘柄 コード	ファンド名	約款変更①	約款変更②
1547	上場インデックスファンド 米国株式 (S&P500)	—	●
1554	上場インデックスファンド 世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	●	●
1680	上場インデックスファンド 海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	—	●
1681	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCIエマージング)	—	●

<約款変更①>

1554 上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(信託報酬等の額) 第35条 ①委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (略)	(信託報酬等の額) 第35条 ①委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (同 左)

<約款変更②>

1547 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款

1554 上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款

1680 上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) 約款

1681 上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング) 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行いません。 1. ～9. (略) <u>10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行いません。</u>	(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行いません。 1. ～9. (同 左)